

國學院大學 認定留学に係る調査書  
(留学に際しての注意事項、健康調書並びに承諾書)

認定留学に申し込む学生は、下記「1 注意事項」を理解し、「2 健康に関する事項」「3 承諾事項」に必要事項を記入し、提出してください。記入に際しては、「鉛筆」、「消えるボールペン」の使用は不可です。

## 1 注意事項

- (1) 認定留学の応募要件について  
認定留学は、応募要件を設定しています。応募要件の詳細は、募集要項に記載していますので、必ず応募要件を満たしていることをご確認の上、申込みしてください。
- (2) 認定留学生(派遣)の審査について  
認定留学に参加するには、学内審査に合格しなければなりません。学内審査の詳細は、認定留学説明会にてご説明します。
- (3) 留学費用について  
留学に係る費用は、全て自己負担となります。(想定される主な費用は、以下の①～⑥のとおりです。)
  - ① ビザ申請費
  - ② 渡航旅費(往復航空券等)
  - ③ 留学先教育機関の授業料
  - ④ 宿泊費
  - ⑤ 海外旅行傷害保険料(本学指定の保険に加入していただきます)
  - ⑥ その他生活費等(食費、通信費、光熱水費、交通費、小遣い等)※ご自身の留学の計画によっては、この他にかかる費用が発生する可能性があります。
- (4) 留学のための事前オリエンテーションについて  
留学参加準備を行う「事前オリエンテーション」は参加が必須です。各自スケジュールを調整し、必ず出席してください。
- (5) 個人情報の第三者提供について  
國學院大學は、危機管理を目的として、留学参加者の情報を関係諸機関に提供します。提供される情報は、国際交流課に提出された申込み書類等に記載されているすべての情報(住所、氏名、連絡先、パスポート情報、健康診断書の情報等)のうち、危機管理に必要な情報です。提供先は危機管理サポート法人(特定非営利活動法人海外留学生安全対策協議会)です。
- (6) 健康診断について  
健康診断が未受診の場合には留学に参加することができません。留学開始時期が年度「前期」の場合は、留学開始年度の前年度 4 月に大学で実施する健康診断を必ず受けてください。留学開始時期が年度「後期」の場合は、留学開始年度 4 月に大学で実施する健康診断を必ず受けてください。何らかの事情で受けられない場合は、保健室へ相談に行き、自己負担にて健康診断を受診してください。
- (7) 健康状態の確認について  
留学の参加条件として心身ともに健康であることが求められます。健康診断、その後の問診や面談の結果、留学参加が難しいと判断される場合には、申込み書類等受領後及び留学許可決定後に参加(派遣)取り止めとなる場合があります。

## 2 健康調書

- (1) 健康状態(身体面)について教えてください。現在治療中の疾病はありますか?(アレルギーを含む)  
健康である 個別に相談したい 下記の通り  
(使用中の薬等、特記すべきことがあれば記入してください。必要があれば別紙を利用してください。)
- (2) 健康状態(心理面)について教えてください。  
健康である 個別に相談したい 下記の通り  
(使用中の薬等、特記すべきことがあれば記入してください。必要があれば別紙を利用してください。)
- (3) 面談希望  
留学参加にあたり、学校医もしくは保健室スタッフ等との面談を希望しますか?  
 面談希望            無 ・ 有

- 面談対応者 学校医 ・ 保健室スタッフ ・ 国際交流課員 ・ その他 ( )
- その他 ( )

### 3 承諾事項

- (1) 上記「1 注意事項」を読み、理解しました。
- (2) この認定留学は任意参加であることを理解しました。
- (3) 学部・学科の行事・授業予定を確認し、留学により不都合が生じないことを確認したうえで、留学します。
- (4) 留学開始前及び留学開始後に、認定留学の応募要件を満たさない又は満たせないことが発覚した場合、認定留学の許可を取り消されることがあることを理解しました。
- (5) 留学中の生活は、日本での通常の生活とは様式も異なり、身体的・精神的に強い負荷がかかることがあることを理解しました。
- (6) 現在治療中の疾患がある場合は、留学期間・留学先環境に耐えうる旨書かれた医師の診断書を提出します。また、健康面、心理面で不安のある場合においても、担当医からの参加許可、承諾書が求められることがあることを理解しました。
- (7) 留学中の私の身の安全、経済的負担は、私が責を負います。
- (8) 私に起因する、留学中に起こりうる滞在国・地域での法的、経済的負担については、私に責任があります。
- (9) 心身の健康状態、学修状況、生活状況等により留学が困難であると國學院大學が判断した場合、申込み書類等受領後及び留学許可決定後に参加(留学許可)が取り止めとなることを理解しました。
- (10) 留学中、私は國學院大學の諸規則及び指導、留学先国・地域の諸規則及び指導に従います。また、これらの諸規則及び指導に私が反した場合、又は心身の健康状態、学修・生活状況又は社会情勢の変化等により留学の継続が困難であると國學院大學が判断した場合、國學院大學の指示の下、留学を中止し、私の経済的責任のもとに途中帰国します。
- (11) 留学中の緊急を要する医療措置について、学生本人又は保証人による判断が不能な場合は、個人的責任を負うことなく國學院大學教職員に決定を委ねます。その経緯、結果について國學院大學に責任を問いません。
- (12) 留学前、留学中、及び留学後において、渡航先国・地域、及び日本における新型コロナウイルスの感染予防(渡航先国・地域への入境時及び帰国時の隔離待機等)等に係る法的、経済的負担が生じた場合は、すべて私が責を負います。
- (13) 心身の健康状態、学修・生活状況、社会情勢の変化等により留学の中止が適当であると國學院大學が判断した場合、自己都合により留学を中止した場合、又は本誓約書に記載された事項に違反した場合は、國學院大學が支給する留学のための奨学金の支給停止を受けることがあることを理解しました。また、その結果として生じるいかなる損害・損失についても、國學院大學に賠償や弁済等を請求しません。

以上の承諾事項について、私は承諾しました。

日付: 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

留学期間: 令和\_\_\_\_年(後期)より \_\_\_\_ 1 \_\_\_\_ 2 \_\_\_\_ 学期間

留学先国・地域: \_\_\_\_\_ 留学先大学 \_\_\_\_\_

学籍番号: \_\_\_\_\_ 参加者自筆署名 \_\_\_\_\_